

村方と町方の制度



村方の制度

園部藩の領地 2 万 9 0 0 0 石あまりの藩領を統治するために郡村制がしかれ、郡奉行所がおかれた。郡奉行所には郡奉行 3 名がおかれ、行政事務をつかさどり、訴訟を裁判し、代官を監督させた。

この任免は藩主が行い、食禄のみであった。郡奉行所の下には、南、中、北の 3 つの代官所がおかれ、それぞれの代官所に代官は 3 人おかれ、治安維持、年貢の徴収、その他諸般の事務をつかさどり、村役人を監督した。任免は藩主が行い、食禄の他に役給九人扶持を給した。手代は 6 人おり、毎日代官の役宅に出勤して、代官の命により、村役人の用向及び庶民の願書届等を取り次いだ。手代は足輕の中から筆算に熟練したものが選ばれた。食禄のみ支給された。

村には村役人として庄屋、年寄をおいた。庄屋は村の行政事務をつかさどり、年貢・雑税徴収その他について代官の指揮に従って責任を負った。任免は村内の推薦によって代官が申しつけた。給料は藩主より米一石を免引をもって給された。その他に村から米四石が給された。事務は自宅にて取り扱った。任期はおよそ一年ぐらいであった。年寄は一村に 3 人ぐらいで月番で任務にあたり、庄屋を助けて事務を補佐した。任免は庄屋の推薦で代官が申しつけた。給料の定めはなく、村用に従事するときの食物、かかる費用などは村費で賄った。

町方の制度

城下町を支配するために町奉行所が設けられ、藩主が一名町奉行を任命した。食禄の他に役給米15俵が給された。町奉行の下に同心4人がおかれ、2人ずつ交代で出勤した。同心は足輕の中から任命され、食禄のみ支給された。

城下町には2名の名主がおかれ、郡村制の庄屋がおこなうような事務を処理した。町内より推薦され、町奉行が任命した。給料は1人つき銀3枚と米一石あまりが給された。役目にある時は帯刀が許された。また、町ごとに町年寄2人をおき、選任は名主の申請により奉行が命じた。給料の定めはなく、町内の家屋または土地売買の時に買い主より買い取り金の5分の3を差し出させ、そのうち5分を諸雑費に、5分を給料に充てた。寺社にかんする件については寺社奉行が管理し、土木事務、藩林、山林にかんする事務は普請奉行があたった。

五人組

五人組は五戸以上十戸をもって、一組として組を作った。組毎に組頭一人をおき、組内の取り締まりをつかさどった。給料の定めはなく、村用に要する費用は村費をもって充てた。勤務期限は一定ではなく、村で相談の上、庄屋、名主が任命した。